第２５号様式（第１７条関係）

太陽光発電設備設置事業許可取消通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大多喜町長　　　　　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付け　　　第　　号で許可した太陽光発電設置事業について、次の理由により大多喜町太陽光発電設備の設置等に関する条例第２３条の規定により許可を取り消します。

|  |  |
| --- | --- |
| 発電設備の名称 |  |
| 事業区域の所在地 |  |
| 理　　由 |  |

教示

１　この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、大多喜町長に対し審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、大多喜町を被告として（訴訟において大多喜町を代表する者は大多喜町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。